

技本研究開発支援システムのシステム監査に対応するための請負契約に当たり、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高

1 件 不当金額(支出) 4 9 0 万円

1 契約等の概要

技術研究本部（平成27年10月1日以降は防衛装備庁。以下「技本」という。）は、各種装備品等の研究開発に必要な科学技術計算等を行う「技本研究開発支援システム」（以下「技本C S」という。）について、毎年度、「防衛省の情報保証に関する訓令」等に基づき、監査業者に請け負わせるなどしてシステム監査を実施している。そして、技本は、26年度のシステム監査に当たり技術的な支援が必要であるとして、26年12月に技本C Sのシステム監査に対応するための支援業務を、公募による随意契約により契約額5,918,400円で新日鉄住金ソリューションズ株式会社（以下「新日鉄住金ソリューションズ」という。）に請け負わせている（以下、この請負契約を「監査対応契約」という。）。

監査対応契約の業務内容は、技本C Sに関する各種の設定情報等を提示するなどして監査業者が行うヒアリングに対応したり、監査対象となるサーバ等の機器のデータについてバックアップ作業を行ったり、システム動作スケジュールを確認したり、ぜい弱性に関する監査による技本C Sへの影響を防止する措置を講じたりすることなどとなっている。

また、技本は、技本C Sの運用管理に当たり、毎年度、技本C Sの安定稼働に必要な支援を通年で受けるための契約（以下「運用管理支援契約」という。）を締結しており、26年度については、26年4月に新日鉄住金ソリューションズと契約している。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

前記のとおり、技本は、技本C Sの運用管理に当たり、毎年度、運用管理支援契約を締結していた。

そして、運用管理支援契約の業務内容は、26年3月に技本C Sが更新されるまでは利用者からの問合せ対応や端末機器の出納管理等となっていたが、技本C Sの更新に合わせて大幅な見直しが行われたことにより、技本が26年4月に新日鉄住金ソリューションズと締結した26年度の運用管理支援契約の業務内容には、技本C Sに関する各種の設定情報等の管理、データ等のバックアップ作業、システム動作スケジュールの管理・調整等の業務が追加されるなどしていた。しかし、技本は、26年12月に新日鉄住金ソリューションズと監査対応契約を締結するに当たって、26年度の運用管理支援契約の業務内容を十分考慮することなく、監査対応契約の業務内容を定めて契約していた。

このため、26年度におけるシステム監査の対応内容を確認したところ、監査対応契約の業務のうち、ぜい弱性に関する監査による技本C Sへの影響を防止する措置として新たに監査専用サーバを設定して調整するなどした業務を除いた業務は、運用管理支援契約に基づき、技本C Sに関する各種の設定情報等を監査業者に提示したり、バックアップ作業を行ったり、システム動作スケジュールを確認したりすることなどにより、十分に対応が可能な業務と認められた。

したがって、監査対応契約において、新たに監査専用サーバの設定等を行う業務を除く業務については、監査対応契約の業務内容に含める必要がなく、これらを除いて契約額を修正計算すると987,449円となり、本件契約額5,918,400円はこれに比べて約490万円割高となっていて、不当と認められる。